

藤沢市手数料条例の一部改正について
藤沢市手数料条例の一部を次のように改正する。

2020年（令和2年）11月26日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市手数料条例の一部を改正する条例

藤沢市手数料条例（平成12年藤沢市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第2条第6項を次のように改める。

6 別表第5の1の表に規定する営業の許可の申請が次の各号のいずれかに該当する場合は、その許可の審査に係る手数料は当該各号に定めるところによる。

(1) 営業の許可を受けようとする者が5月を超えない期間を付して申請する場合
同表に定める額の半額

(2) 営業の許可を得ている者が、当該営業の許可の有効期間（有効期間が5月を超える場合に限る。）の満了に際し、引き続き同一の営業の許可を受けようとする場合 同表に定める額に0.75を乗じて得られた額

別表第5の1の表を次のように改める。

1 食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下この表において「法」という。）及び食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号。以下この号において「令」という。）による事務の手数料

項	手数料を徴収する事務	単位	金額
1	法第55条第1項の規定による令第35条第1号の飲食店営業の許可申請に対する審査	1件	16,000円
2	法第55条第1項の規定による令第35条第2号の調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業の許可申請に対する審査	1件	9,600円

3	法第55条第1項の規定による令第35条第3号の食肉販売業の許可申請に対する審査	1件	9,600円
4	法第55条第1項の規定による令第35条第4号の魚介類販売業の許可申請に対する審査	1件	9,600円
5	法第55条第1項の規定による令第35条第5号の魚介類競り売り営業の許可申請に対する審査	1件	21,000円
6	法第55条第1項の規定による令第35条第6号の集乳業の許可申請に対する審査	1件	9,600円
7	法第55条第1項の規定による令第35条第7号の乳処理業の許可申請に対する審査	1件	21,000円
8	法第55条第1項の規定による令第35条第8号の特別牛乳搾取処理業の許可申請に対する審査	1件	21,000円
9	法第55条第1項の規定による令第35条第9号の食肉処理業の許可申請に対する審査	1件	21,000円
10	法第55条第1項の規定による令第35条第10号の食品の放射線照射業の許可申請に対する審査	1件	21,000円
11	法第55条第1項の規定による令第35条第11号の菓子製造業の許可申請に対する審査	1件	14,000円
12	法第55条第1項の規定による令第35条第12号のアイスクリーム類製造業の許可申請に対する審査	1件	14,000円
13	法第55条第1項の規定による令第35条第13号の乳製品製造業の許可申請に対する審査	1件	21,000円
14	法第55条第1項の規定による令第35条第14号の清涼飲料水製造業の許可申請に対する審査	1件	21,000円
15	法第55条第1項の規定による令第35条第15号の食肉製品製造業の許可申請に対する審査	1件	21,000円
16	法第55条第1項の規定による令第35条第16号の水産製品製造業の許可申請に対する審査	1件	16,000円
17	法第55条第1項の規定による令第35条第17号の氷雪製造業の許可申請に対する審査	1件	21,000円
18	法第55条第1項の規定による令第35条第18号の液卵製造業の許可申請に対する審査	1件	14,000円
19	法第55条第1項の規定による令第35条第19号の食用油脂製造業の許可申請に対する審査	1件	21,000円
20	法第55条第1項の規定による令第35条第20号のみそ又はしょうゆ製造業の許可申請に対する審査	1件	16,000円
21	法第55条第1項の規定による令第35条第21号の酒類製造業の許可申請に対する審査	1件	16,000円
22	法第55条第1項の規定による令第35条第22号の豆腐製造業の許可申請に対する審査	1件	14,000円
23	法第55条第1項の規定による令第35条第23号の納豆製造業の許可申請に対する審査	1件	14,000円
24	法第55条第1項の規定による令第35条第24号の麺類製造業の許可申請に対する審査	1件	14,000円
25	法第55条第1項の規定による令第35条第25号のそうざい製造業の許可申請に対する審査	1件	21,000円
26	法第55条第1項の規定による令第35条第26号の複合型そうざい製造業の許可申請に対する審査	1件	21,000円

27	法第55条第1項の規定による令第35条第27号の冷凍食品製造業の許可申請に対する審査	1件	21,000円
28	法第55条第1項の規定による令第35条第28号の複合型冷凍食品製造業の許可申請に対する審査	1件	21,000円
29	法第55条第1項の規定による令第35条第29号の漬物製造業の許可申請に対する審査	1件	14,000円
30	法第55条第1項の規定による令第35条第30号の密封包装食品製造業の許可申請に対する審査	1件	21,000円
31	法第55条第1項の規定による令第35条第31号の食品の小分け業の許可申請に対する審査	1件	14,000円
32	法第55条第1項の規定による令第35条第32号の添加物製造業の許可申請に対する審査	1件	21,000円

別表第5の20の表中「19の表」を「20の表」に改め、同表中4の項から6の項までを削り、7の項を4の項とし、8の項から10の項までを3項ずつ繰り上げ、同表を別表第5の21の表とする。

別表第5の19の表の次に次の1表を加える。

20 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号。以下この表において「法」という。）による事務の手数料

項	手数料を徴収する事務	単位	金額
1	法第15条第2項の規定による輸出証明書の発行申請に対する審査	1件	870円
2	法第17条第2項の規定による適合施設の認定申請に対する審査	(1)現地調査を行う場合	1件 20,900円
		(2)(1)以外の場合	1件 10,400円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年6月1日から施行する。ただし、別表第5の20の表の改正規定（「19の表」を「20の表」に改める部分に限る。）及び同表を別表第5の21の表とし、別表第5の19の表の次に1表を加える改正規定は同年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の藤沢市手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料から適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律

第46号) 第2条の規定による改正前の食品衛生法（以下この項において「旧法」という。）第52条第1項の許可を受けて食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第123号。以下この項において「改正政令」という。）第1条の規定による改正前の食品衛生法施行令第35条各号の営業（改正政令第1条の規定による改正後の食品衛生法施行令第35条各号のいずれかに該当する営業に限る。）を行っていている者が、当該許可に係る旧法第52条第3項の有効期間（有効期間が5月を超える場合に限る。）の満了に際し、引き続き同一の営業の許可を受けようとする場合には、その許可の審査に係る手数料は、改正後の第2条第6項第2号に定める額とする。

- 4 魚介類行商等に関する条例を廃止する等の条例（令和2年神奈川県条例第42号）附則第3項の規定によりなおその効力を有することとされた同条例第1条の規定による廃止前の魚介類行商等に関する条例（昭和41年神奈川県条例第42号）第3条第1項の規定による魚介類加工業（魚介類を食品に加工するものに限る。）の営業の許可を受けている者が、当該許可（有効期間が5月を超えるものに限る。）の有効期間の満了に際し、引き続き同一の営業に係る同項の規定による許可を受けようとする場合における申請に対する審査の手数料は、なお従前の例による。

提案理由

この条例を提出したのは、食品衛生法及び食品衛生法施行令の一部が改正され、営業許可業種が変更されたことに伴い、許可申請に係る手数料を見直し、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律が制定され、輸出証明書の発行等の手数料が新設されたことに伴い、当該事務に係る手数料を定める等、所要の改正をする必要による。